

仕 様 書

1 貸付物件番号 2

施設名	所在地	種別	貸付場所	貸付面積
岩手県立久慈病院	久慈市旭町 10-1	建物	1階 自動販売機 コーナー (別紙図面)	0.65 m ² (幅 1.00m × 奥行 0.65m × 1台)

※ 貸付面積には放熱余地の面積を含む。

2 自動販売機の設置台数 1 台

3 貸付期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、岩手県又は落札者が契約の解除を申し出ないときは自動的に 1 年間延長されるものとし、平成 32 年 3 月 31 日まで同様とする。

4 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、岩手県が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を賃貸する方法により行う。

5 設置機器の仕様

- (1) 自動販売機本体は、ロケーション対応型（設置場所や環境に応じて周りの景観に合う色合いをしたもの。）とすること。
- (2) 500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できる自動販売機とすること。

6 販売品目

販売品目は、カップ麺（ラーメン・そば・うどん等）とする。

なお、商品の具体的な構成については、事前に岩手県と協議すること。

- (1) 販売するカップ麺容器は、密閉式の容器とすること（紙カップ式は不可）。
- (2) 販売品目の変更時には、標準販売価格（定価）及び販売価格を明記した書面を提出すること。

7 販売価格（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

- (1) カップ麺については、標準販売価格（定価）を 10 円以上下回る価格とすること。
- (2) 販売価格は(1)とするが、落札後に現行との価格差を考慮して、価格交渉を行うものとする。

8 維持管理等

契約期間中は入札説明書に記載した事項のほか次のことを遵守すること。

- (1) 関係法令等の遵守・徹底を旨るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。
- (2) 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。

また、設置後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

- (3) 設置事業者は、毎月の自動販売機の売上金額、売上数量を翌月 15 日までに書面にて岩手県に報告すること。
- (4) 電気料、水道料を算定するための子メーターについては設置事業者が整備し、計量法に定める検査及び使用有効期限満了に伴う取り替えも設置事業者が行うこと。

10 契約の解除

- (1) 地方自治法第 238 条の 5 第 4 項の規定（同項を準用する場合を含む。）に基づき、岩手県において公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、契約を解除する場合がある。
- (2) その他設置事業者が岩手県の定める貸付条件等に違反したときは、契約を解除することがある。

11 自己都合による契約の解除の申し出

設置事業者の自己都合により貸付期間中に契約を解除したい場合は、3 か月前までに書面にて岩手県に契約の解除を申し出ること。

12 自動販売機設置等に伴う事故（火災を含む。）

岩手県の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

13 商品等の盗難及び破損

- (1) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。
- (2) 岩手県の責に帰することが明らかな場合を除き、岩手県はその責を負わない。

14 カタログ等の提出

自動販売機設置前に、設置しようとする機器のカタログ及び配置図を岩手県に提出すること。

15 連絡先

本物件について確認を必要とする場合は、下記に連絡すること。

- (1) 住所 〒028-8040 岩手県久慈市旭町第 10 地割 1 番
- (2) 所属 岩手県立久慈病院 総務課管財係
- (3) 電話 0194-53-6131

16 参考事項

- (1) 当該施設に勤務する職員数（H29. 1. 1 現在見込。委託職員等を含む。）

職員数 499 人 委託職員数 96 人

- (2) 年間患者数の見込（延人数）

外来患者	入院患者	備考
177,960	77,100	病床数：289 床

- (3) 該物件上の既存の自動販売機の販売状況

別紙

期 間	期間中のカップ麺の販売数量	備 考
H28. 1. 1 ~ H28. 12. 31	522 個	

(4) 販売価格 (現行)

カップ麺 150 円